

令和 3 年（行ウ）第 5 号

石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票において投票することができる地位にあることの確認請求事件

原 告 金城龍太郎 外 2 名

被 告 石 垣 市

準備書面 3

令和 4 年 6 月 30 日

那霸地方裁判所民事第 2 部合議 A 係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 伊 東 幸 太 朗



同 吉 本



同 中 村 政



令和 4 年 4 月 28 日付原告ら第 2 準備書面に対して

1 憲法 92 条について

原告らは、同書面 2 ページ中程において、憲法 92 条をプログラム規定と解釈することが被告独自の解釈であるかのように揶揄するが、乙 3 に見て取れるように、一般的な考え方である。

被告として憲法解釈に拘泥して議論を盛り上げたいとは考えてはいないが、憲法 92 条に関する被告の捉え方は従前述べたとおりである。

2 自治基本条例 28 条について

原告らは、自治基本条例 28 条 1 項及び 4 項を根拠に、個別条例がなくても市

長は住民投票を実施しなければならないと主張するが、それこそ独自の解釈である。

被告は、同1項及び4項の二段構成であることについては令和4年2月22日付準備書面2で主張したところであり、その点について原告らから証明を求められているが、被告としては同じ主張をせざるをえない。

すなわち、自治基本条例27条1項では、「市長は、市政にかかる重要事項について市民の意思を確認するため、その案件ごとに定められる条例により住民投票を実施することができる。」と定めており、住民投票の実施には、案件ごとに個別に定められる条例が前提となっている。その上で28条1項は、住民からの住民投票実施請求について規定し、同4項は「第1項の規定による請求があったときは、所定の手続きを経て」と規定しているのであるから、市長は住民からの請求があった場合（28条1項）には、所定の手続き（27条1項）を経て住民投票を実施することとなるのである。

これと異なる解釈を取ることはできない。

以上